

広島県告示第千五十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条第一項第二号ロの規定によつて、平成二十九年広島県告示第百二十二号で定めた加入区（区域及び区分）を次のとおり変更する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和五年十月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和五年九月三十日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和五年八月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

変 更 前		変 更 後	
区 域	区 分	区 域	区 分
倉橋西部区域 （倉橋西部漁業協同 組合の地区）	一 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り主として底びき 網を使用して営む 漁業	倉橋西部区域 （倉橋西部漁業協同 組合の地区）	一 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り主として底びき 網を使用して営む 漁業
	二 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り主として刺し網 を使用して営む漁 業		二 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り主として刺し網 を使用して営む漁 業
	三 総トン数一〇ト ン未満の漁船を使 用して営む釣り漁 業		三 総トン数一〇ト ン未満の漁船を使 用して営む釣り漁 業
	四 一〜三に掲げる 漁業以外の漁業		四 漁船を使用して ひじきをとる漁業
			五 一〜四に掲げる 漁業以外の漁業